

品川区要介護度改善ケア奨励事業実施要綱

制定 平成25年4月1日区長決定 要綱第78号

改正 平成26年4月1日区長決定 要綱第60号

改正 平成27年3月6日区長決定 要綱第68号

(目的)

第1条 この要綱は、入所・入居施設における良質な介護サービスの提供により、当該施設に入所し、または入居する品川区被保険者（以下「入所者」という。）の要介護度の軽減が図られた場合に対して、その軽減に至るサービスの質を評価し、当該施設職員の意欲向上を図るとともに、更に質の高いサービス提供が継続して行われることを推進するため、施設サービスにおける要介護度改善ケア奨励事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業対象施設)

第2条 本事業の対象となる施設は、別表に掲げる品川区施設サービス向上研究会に参加する社会福祉法人等が運営する高齢者施設とする。

(事業内容)

(事業内容)

第3条 前条の施設の入所者について、同者が年度の初日（以下「基準日」という。）に当該施設に引き続いて入所し、かつ、基準日の属する年度の前年度1年間（以下「評価期間」という。）において当該施設における要介護認定による要介護度がそれ以前の要介護度から軽減された場合にあつては、その要介護度の軽減に資するサービス提供を評価するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の入所者については、評価期間において当該施設における要介護認定による要介護度がそれ以前の要介護度から軽減された場合にあつては、その要介護度の軽減に資するサービス提供を評価するものとする。

3 前項における評価は、前条に規定する事業対象施設を運営する社会福祉法人等（以下「運営法人」という。）からの報告に基づき、その改善に資するサービスの質を評価するものとし、適切なサービス提供によらない要介護度の軽減においては、その対象としないものとする。

4 区長は、前2項における評価に基づき、成功報酬として次条に規定する奨励金を交付するものとする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、前条の規定により要介護度が改善された入所者1人につき、次の各号に掲げる要介護度の改善した段階の区分に応じ、当該各号に定める額に次条に規定する奨励金の交付対象期間（以下「交付対象期間」という。）の月数を乗じて得た額とする。

- (1) 要介護度が1段階改善したとき 1月につき2万円
- (2) 要介護度が2段階改善したとき 1月につき4万円
- (3) 要介護度が3段階改善したとき 1月につき6万円

(4) 要介護度が4段階改善したとき 1月につき8万円

(奨励金の交付対象期間)

第5条 交付対象期間の始期は、評価期間内で行われる要介護認定において要介護度が改善された場合の要介護認定日の属する月とする。

2 交付対象期間の終期は、次のいずれかによるものとする。

(1) 改善された要介護認定が評価期間最終日以降も継続されている場合にあつては、評価期間の終了する月とする。

(2) 対象となる入所者が退所(死亡を含む。)し、または退居した場合にあつては、退所または退居した日の属する月の前月とする。

(3) 評価期間内において、次の要介護認定において要介護度が重度化した場合にあつては、当該要介護認定日の前月とする。

3 評価期間内において複数回の要介護認定が行われ、それぞれの要介護度が改善された場合には、それぞれ第1項の規定によるものとする。ただし、2回目以降の要介護認定においてそれぞれ要介護認定の前後で要介護度が変わらないときは、要介護認定が継続されているものとみなすものとする。

4 前3項の規定による交付対象期間は、12月を限度とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、12月に満たないときは、12月に達する月まで次年度の交付対象期間に参入することができるものとする。この場合において、次年度の交付対象期間内に、対象となる入所者が退所(死亡を含む。)し、または退居したときは退所または退居した日の属する月の前月を終期とし、次の要介護認定において要介護度が重度化したときは当該要介護認定日の前月を終期とする。

(奨励金の交付手続)

第6条 運営法人は、区長が別に指定する日までに「要介護度改善ケア奨励事業対象者報告書」(第1号様式)により、本事業の対象者を区へ報告するものとする。

2 区長は、前項の報告書を受領後、速やかに報告された対象者について、奨励金の対象の適否を確認し、その結果を「要介護度改善ケア奨励事業対象者報告に係る確認通知書」(第2号様式)により当該運営法人に通知するものとする。

3 前項により通知を受けた運営法人は、区長が別に指定する日までに「品川区要介護度改善ケア奨励事業奨励金交付請求書」(第3号様式)により、奨励金交付請求を行うものとする。

4 区長は、前項の規定により品川区要介護度改善ケア奨励事業奨励金交付請求書を受領したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金受領後の処理)

第7条 前条の規定により交付を受けた運営法人は、適宜適切な方法により奨励金の趣旨および金額等について所属職員に周知しなければならない。

(奨励金の返還)

第8条 区長は、奨励金の交付を受けた運営法人が、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたときは、当該運営法人に対して奨励金の全部または一部を返還させることができる。

2 奨励金の交付を受けた運営法人は、前項の規定により奨励金の返還を命ぜられたときは、区長の指示に従い、速やかに奨励金を返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が定める。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

品川区施設サービス向上研究会に参加する社会福祉法人等

No.	種別	施設名	運営法人
1	特別養護老人ホーム	成幸ホーム	社会福祉法人 三徳会
2		品川区立荏原特別養護老人ホーム	
3		品川区立戸越台特別養護老人ホーム	
4	特別養護老人ホーム	かえで荘	社会福祉法人 品川総合福祉センター
5		品川区立中延特別養護老人ホーム	
6		品川区立八潮南特別養護ホーム	
7	特別養護老人ホーム	晴楓ホーム	社会福祉法人 福栄会
8	特別養護老人ホーム	ロイヤルサニー	社会福祉法人 春光福祉会
9	老人保健施設	ケアセンター南大井	社会福祉法 さくら会
10	特定施設	ケアホーム西五反田	
11	特定施設	ケアホーム西大井こうほうえん	社会福祉法人 こうほうえん
12	地域密着型 特定施設	ケアホーム東大井	株式会社 大起エンゼルヘルプ
13	地域密着型 特別養護老人ホーム	品川区立杜松特別養護老人ホーム	社会福祉法人 若竹大寿会

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（報告者（運営法人））

様

品川区長

印

品川区要介護度改善ケア奨励事業対象者報告に係る確認通知書

年 月 日付けにて報告のあった、年度要介護度改善ケア奨励事業にかかる対象者について審査した結果、別紙のとおり確認しましたのでお知らせします。

つきましては、品川区要介護度改善ケア奨励事業対象者報告書写しの区確認欄における「適」のものについて、奨励金交付の対象としますので、品川区要介護度改善ケア奨励事業実施要綱により奨励金交付請求の手続きをお願いします。

記

- 提出書類 品川区要介護度改善ケア奨励事業奨励金交付請求書（第3号様式）
- 提出期限 年 月 日

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長あて

(請求者)

所在地 品川区 丁目 番 号

法人名称 _____

代表者氏名 _____

印

品川区要介護度改善ケア奨励事業奨励金交付請求書

品川区要介護度改善ケア奨励事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり奨励金を請求します。

記

1. 奨励金交付請求額 _____円

内訳（対象施設名 _____）

要介護度の軽減区分	対象者数	改善後の 合計月数	単価	金額 (合計月数×単価)
1 要介護度が1段階改善したもの	人	月	20,000円	円
2 要介護度が2段階改善したもの	人	月	40,000円	円
3 要介護度が3段階改善したもの	人	月	60,000円	円
4 要介護度が4段階改善したもの	人	月	80,000円	円

*対象施設が複数ある運営法人については、内訳は、別紙による一覧表の添付で差し支えありません。

2. 関係資料